

大雨による土砂災害や浸水被害に注意を!

身を守るのは「早めの避難」です

平成22年7月15日の浸水被害(西厚保町大村)

◆開設する避難所

災害時には、すべての避難所が開設されるわけではありません。

災害の種類(洪水・土砂・地震)や発生場所に応じて、開設する避難所は変わりますのでご注意ください。

なお、開設場所はその都度、告知放送、安全・安心メール、市ホームページ、広報車等でお知らせします。

◆早めの避難を!

危険を感じたら、市から避難勧告等が発表されていない場合でも自主的に避難をしてください。

なお、災害時の避難先は、下記施設に限定するものではありません。

緊急を要する場合には、地区の集会所や公会堂、親戚や知人の家など、身近な安全な場所へ一時的に避難し、まず第一に身の安全を確保してください。

◆状況に応じた判断を!

浸水等により屋外に出ることが危険な場合には、自宅の安全な場所(2階等)に待避するなど、屋内に留まって安全を確保することも適切な避難行動の一つです。

◆指定緊急避難場所(公的施設)

地区	施設名
大嶺	美祢市民会館、大嶺小学校、大嶺中学校、重安小学校、城原小学校、麦川小学校、桃木体育館、美祢青嶺高等学校、美祢来福センター、美祢勤労者総合福祉センター(サンワーク美祢)、美祢農村勤労福祉センター、美祢産業技術センター、美祢中央公園
伊佐	伊佐公民館、伊佐小学校、伊佐中学校、上野コミュニティセンター、河原コミュニティセンター、堀越コミュニティセンター、美祢スポーツセンター、美祢ヘルスパーク(多目的広場)
豊田前	豊田前公民館、豊田前小学校、豊田前中学校、豊田前保育園(御注連会館)
於福	於福公民館、於福小学校、於福中学校、田代コミュニティセンター
厚保	厚保公民館、厚保小学校、厚保中学校、厚保老人憩いの家、川東小学校、東厚小学校
赤郷	赤郷交流センター、赤郷小学校
大田	美東センター、大田小学校、美東中学校、美東桂岩ふれあいセンター
綾木	綾木ふるさとセンター、綾木小学校、鳳鳴体育館
真長田	真長田定住センター、淳美小学校
嘉万・青景	嘉万公民館、秋芳八代ぬくもりの里交流センター、青景園、秋芳北中学校、秋芳北部総合運動公園
別府	別府公民館、別府小学校、秋芳消防センター
秋吉	秋吉公民館、秋吉小学校、秋芳南中学校
岩永	岩永公民館、本郷体育館、下郷体育館

◆「美祢市安全・安心メール」に登録を!

市では、気象情報や避難情報などをパソコンや携帯電話にメールで配信しています。いざというときのために、「美祢市安全・安心メール」に登録しましょう。

登録方法:登録用アドレスに件名・本文を入力せずにメールを送信してください。

[✉e-mine@xpressmail.jp]



問合せ先 総務課 [☎0837(52)1110]

65歳以上の人の介護保険料が変わります

65歳以上の人を支払う介護保険料は、介護サービスの給付額の見込みに応じて、3年ごとに改定となります。27年度から29年度までの保険料額は、表のとおりです。

保険料額は、7月上旬に送付する『介護保険料納入通知書』でお知らせします。

所得段階	対象となる人		月額保険料(円)	年額保険料(円)		
第1段階	本人が市 民税非課税	同じ世帯に いる人全員が 市民税非課税	生活保護・老齢福祉年金受給者	2,628	31,536	
第2段階			80万円以下の人			
第3段階	本人が市 民税非課税	同じ世帯に いる人全員が 市民税非課税	本人の公的年金等収入額 と合計所得金額の合計が 120万円以下の人で、 かつ第1段階に属さない人	4,380	52,560	
第4段階			上記以外の人			
第5段階	本人が市 民税非課税	同じ世帯に いる人全員が 市民税非課税	本人の公的年金等収入額 と合計所得金額の合計が 80万円以下の人	4,964	59,568	
第6段階			上記以外の人			
第7段階	本人が市 民税課税	同じ世帯に 市民税課税者 がいる人	本人の合計所得金額が	80万円以上120万円未満の人	6,716	80,592
第8段階				120万円以上150万円未満の人	7,592	91,104
第9段階				150万円以上190万円未満の人	8,176	98,112
第10段階				190万円以上240万円未満の人	8,760	105,120
第11段階				240万円以上290万円未満の人	9,344	112,128
第12段階				290万円以上400万円未満の人	9,928	119,136
第13段階				400万円以上1,000万円未満の人	11,096	133,152
		1,000万円以上の人	12,264	147,168		

※所得に応じたきめ細かい対応や低所得者の負担軽減のため13段階とします

介護保険負担割合証を送付します

要介護認定を受けている人全員に、7月中旬に『介護保険負担割合証』を送付します。これは、65歳以上で一定以上の所得のある人の利用者負担が、8月1日利用分から2割になるため、介護保険サービスを受ける際にその自己負担割合を示す証書として必要となるものです。

8月1日以降は、利用している介護保険サービス事業所などに介護保険被保険者証と一緒に提示してください。



介護保険負担限度額認定証は更新手続きが必要です

介護保険制度では、介護保険施設などの利用者の負担軽減のため、所得段階に応じた食費と居住費の負担限度額が設けられています。

平成26年度の認定期間は、平成27年7月31日までとなっていますので、引き続き介護保険負担限度額の認定を受けるためには更新の手続きが必要です。現在の対象者には、6月中旬に更新の申請書類を送付しますので、更新の手続きをしてください。ただし、8月1日から認定の基準が変わるため、世帯分離している配偶者が市民税課税者である場合や預貯金などが1,000万円（配偶者がいる場合は2,000万円）を超える場合は、介護保険負担限度額認定証が交付されなくなります。

また、現在認定を受けていない介護保険施設利用者でも、平成26年中の所得や世帯の状況などにより対象となる場合もあります。

問合せ先 高齢福祉課 ☎0837(52)1132